

③ 情報の共有・日常指導／保護者へ「管理指導表」の配付及び医療機関への受診の指示

ア 保護者が配慮等を希望しない場合

食物アレルギーを有する児童生徒の情報を整理し、全教職員でその情報を共有して、日常指導の中で相談体制を整え、経過観察や日常的な指導を行う。

イ 保護者が配慮等を希望する場合

食物アレルギーによりアナフィラキシーなど重篤な症状が想定され、保護者が学校給食の対応や特別の配慮を希望している場合は、調理場が可能な対応を説明した上で管理指導表を配付し、提出後詳しい面談を実施することを伝える。(P35～36参照)

④ 保護者との個別面談

面談票、管理指導表に基づき、対象の児童生徒の情報を詳細に得るため、次の事項に沿って面談を行い、申請内容を正しく把握します。

ア 面談者(例)：栄養教諭等、養護教諭、学級担任、管理職

イ 面談内容(例)

面談票に基づき行う。

- アレルギーの原因食品、症状、家庭での対応等の状況を把握する。
- 具体的な連絡先や連絡方法を確認する。
- アレルギー疾患や緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度を確認する。
- 学校生活の様々な場面での具体的な状況を想定し、対応を確認する。学校で「対応できる内容」「対応できない内容」について、正確に伝え、保護者の理解と協力を得る。周りの児童生徒への指導事項を確認する。
- P29を参考に、緊急時処方薬に関する学校での対応について理解と協力を得る。「エピペン[®]」を処方されている児童生徒については、保護者の同意を得た上で、管轄する消防署に情報を提供する。
- 学校給食の対応について、保護者の理解と協力を得る。

⑤ 「取組プラン」(案)の作成

栄養教諭等は学級担任、養護教諭等と連携し、管理指導表、面談内容、提出書類をもとに、学校での対応について検討し、「取組プラン」(案)を作成します。

⑥ 「アレルギー対応に関する校内委員会」による「取組プラン」の検討・決定

「食物アレルギーに関する校内委員会」において、「取組プラン」、その他の資料に基づき、対象となる児童生徒の対応を検討・決定します。なお、この検討に際しては、主治医等との連携が大切です。(P7～9参照)

⑦ 保護者や児童生徒本人との個別面談

保護者や児童生徒本人へ対応内容、提供までの流れについて説明します。

ア 面談者(例)：栄養教諭等、養護教諭、学級担任、管理職

イ 面談内容(例)

「取組プラン」の内容を保護者や児童生徒本人とともに確認する。

⑧ 「取組プラン」の周知・徹底

校長は職員会議等で、「取組プラン」の内容を全教職員に周知徹底して、共通理解を図ります。特に栄養教諭等、調理員に対応の徹底を指示します。

⑨ 保護者に「対応食予定表」の配付

栄養教諭は、決定した「取組プラン」に基づき、対応食の献立を作成して「対応食予定表」及び学校給食の原材料を詳細に記入した献立表(以下「詳細な献立表」という。)を学級担任等を通して保護者に配付します。

学級担任等は、保護者が対応食を確認して印を付した「対応食予定表」を回収し、栄養教諭等は校長、副校長、教頭、保健主事、学年主任、養護教諭等に周知します。

⑩ 対応開始

調理場及び学校において安全に学校給食を提供できる体制を最終確認して、対応を開始します。

栄養教諭等は調理上の具体的な手順等を調理指示書に示して、作業工程表・作業動線図を確認しながら、原因食品の混入や誤食のないように調理員に周知徹底を図ります。

学級担任等は誤食等が起こらないように、対象児童生徒の管理や指導を行います。

⑪ 評価・見直し・個別指導

学級担任等は食物アレルギーを有する児童生徒が対応食を確実に食べたかを確認して、食べ残しの状況などを栄養教諭等を通じて定期的に調理場にフィードバックします。また給食時には、栄養教諭等は可能な限り、対象の児童生徒の学級を訪問して、実態把握や確認に努めます。

栄養教諭等は日頃から保護者との連携を密にして、食物アレルギーを有する児童生徒の最新の状況を聴取したり、学校給食に対応する要望や評価を話し合ったりして、対応の充実に生かすことが大切です。また、保護者と児童生徒に対する個別指導等を行い、食事についてのアドバイスや精神面のサポートを行います。

(2) 段階的な対応の進め方

食物アレルギーの対応としては、詳細な献立表対応【レベル1】、弁当対応【レベル2】、除去食対応【レベル3】、代替食対応【レベル4】に大別されます。このうち【レベル3】と【レベル4】がアレルギー食対応といわれます。

食物アレルギーの対応の際には、学校及び調理場の状況と食物アレルギーを有する児童生徒の実態（重症度や除去品目数、人数など）を総合的に判断して、次の「段階的な対応の進め方（例）」を参考として現状で行うことのできる最良の対応を検討する必要があります。

「段階的な対応の進め方（例）」

① 詳細な献立表対応【レベル1】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付し、それをもとに保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で原因食品を除去しながら食べる対策である。 ● すべての対応の基本であり、弁当対応、除去食対応、代替食対応でも詳細な献立表の提示は行う。 		
事前準備	・食材納入業者にアレルギー食品に関する資料の提供を依頼する。	栄養教諭等
	・資料をもとに詳細な献立表を毎月作成する。 ※児童生徒が除去すべき原因食品がわかるようにする。 ※記載もれ等がないように複数の関係者で確認する。	栄養教諭等
	・保護者、教職員に配付する。	栄養教諭等
	・詳細な献立表をもとに除去する食品を確認し、学校へ報告する。 ※確認事項の情報を教職員で共有する。	保護者
当日	・除去する食品の確認。	学級担任・本人
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最も誤食事故が起きやすい対応のため、特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を日々確認する。 ・学級担任が不在の場合の対応を明確にしておく。 ・学級担任は一緒に会食する他の児童生徒にも配慮する。 	

② 弁当対応（一部弁当対応又は完全弁当対応）【レベル2】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 一部弁当対応は、除去食や代替食の対応が困難な料理に対して、家庭から弁当（代替食）を持参させる。 ● 完全弁当対応は、全ての学校給食に対して弁当を持参させる。 ● レベル3及び4であっても、場合によっては弁当対応をすることもある。 		
事前準備	・詳細な献立表を保護者、教職員に配付する。	栄養教諭等
	・事前に弁当で代用するものを保護者と協議する。	学級担任・栄養教諭等
	・学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決める。	アレルギー対応に関する校内委員会
当日	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。 ・一部弁当対応の場合は原因食品が入っている料理以外の学校給食を提供する。 	学級担任・本人
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任は学校給食の内容を把握し、誤食事故が起きないように注意する。 ・学級担任は本人が精神的負担を感じないように配慮する。（他の児童生徒の理解） ・学級担任は給食当番に食物アレルギーを有する児童生徒が食べられる学校給食と原因食品を接触させないように指導する。 	

③ 除去食対応【レベル3】

●原因食品を除いた学校給食を提供する。

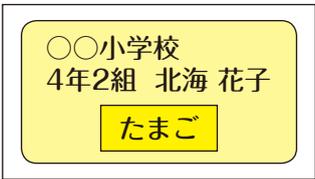
事前準備	除去食献立の検討 ・通常給食を基本に除去食献立を作成する。 ・対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者へ配付する。		栄養教諭等 栄養教諭等
	除去食献立の決定 ・対応食予定表を確認し、確認の印を付して、学校へ対応食予定表を提出する。 ・共同調理場長と協議し、除去食献立を決定する。 除去食献立の周知 ・除去食献立を保護者、学級担任等に周知する。		保護者 校長 栄養教諭等
	調理作業確認・打合せ ・給食調理での対応内容を調理指示書に記載する。 ・調理指示書に基づき、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ※原因食品の混入の恐れがある箇所をチェックする。 ※担当者を明確にする ・的確に除去ができ、原因食品の混入が起こらないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打合せを行う。 ・配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。		栄養教諭等 調理員 栄養教諭等、調理員 栄養教諭等
	調理・配食・検食 ・原因食品の混入が起こらないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ・除去食を個人容器 ^{※3} に配食する。 ・検食を行う。(共同調理場及び受配校) ・対応食予定表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食事故がないように注意する。		調理員 調理員 校長、教頭、共同調理場長等 学級担任
留意事項	・除去食の栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。		
人的・物理的措置	人的措置	・担当する栄養教諭等、調理員を明確にする。 ・対応人数や食品が多い場合には、食物アレルギーに対応する栄養教諭等や調理員を確保する。	
	作業ゾーン	・区画された調理場所が望ましいが、調理室の一角を専用スペースとしても良い。(対応者が少なければ90×180cm程度のスペースでも対応が可能。) ※区画された調理場所または専用スペースがない場合でも、原因食品を調理室に入れる前に配食を完了できれば対応が可能。	
	機器	・専用のシンク、冷蔵庫、電子レンジ、加熱機器(IH、ガスコンロなど)、調理台、配膳台などを必要に応じて用意する。	
	調理器具	・専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子などを用意する。 ※同日に複数の対応を行う場合には、原因食品毎に専用の器具を使用する。	
	その他	・個人容器を使用する。 ※学年・組・名前・除去内容を明記した個人容器を用意する。 ※一般の食器・器具類と区別して保管する。 ・共同調理場では、学校別に配送容器 ^{※4} を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。	

※3 個人ごとの対応食を入れる容器

※4 共同調理場から学校に個人容器を届けるための容器(保冷バッグや食器かご等)

④ 代替食対応【レベル4】			
●原因食品を除き、それに代わる食品を補い、栄養価を確保した学校給食を提供する。			
事前準備	代替食献立の検討 ・通常給食を基本に代替食献立を作成する。 ・対応食予定表及び詳細な献立表を作成し、保護者へ配付する。		栄養教諭等 栄養教諭等
	代替食献立の決定 ・対応食予定表を確認し、確認の印を付して、学校へ対応食予定表を提出する。 ・共同調理場長と協議し、代替食献立を決定する。 代替食献立の周知 ・代替食献立を、保護者・学級担任等に周知する。		保護者 校長 栄養教諭等
	調理作業確認・打合せ ・給食調理での対応内容を調理指示書に記載する。 ・調理指示書に基づき、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ※原因食品の混入の恐れがある箇所をチェックする。 ※担当者を明確にする ・原因食品の混入が起らないように、作業工程表及び作業動線図を確認しながら調理員と綿密な打合せを行う。 ・配食、配膳、配送についての点検や管理等、各作業の担当者との連携や調整を確認する。		栄養教諭等 調理員 栄養教諭等、調理員 栄養教諭等
	調理・配食・検食 ・原因食品の混入が起らないように、調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ・代替食を個人容器に配食する。 ・検食を行う。(共同調理場及び受配校) ・対応食予定表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食事故がないように注意する。		調理員 校長、教頭、共同調理場長等 学級担任
留意事項	・通常の学校給食とは全く別に調理作業ができるよう、作業分担や作業場所を十分考慮する。		
人的・物理的措置	人的措置	・担当する栄養教諭等、調理員を明確にする。 ・対応人数や食品が多い場合には、食物アレルギーに対応する栄養教諭等や調理員を確保する。	
	作業ゾーン	・原因食品が絶対に混入しないように区画する。 ※区画された調理場所が望ましいが、調理室の一角を専用スペースとしても良い。(対応者が少なければ90×180cm程度のスペースでも対応が可能。)	
	機 器	・専用のシンク、電子レンジ、加熱機器(IH、ガスコンロなど)、調理台、配膳台のほか、炊飯器、パン焼き器、オープンレンジ・フードプロセッサー・冷凍冷蔵庫が必要	
	調理器具	・専用の鍋、フライパン、ボール、菜箸、汁杓子、中心温度計、まな板、包丁、ざる、計量カップ、計量スプーンなどが必要である。 ※同日に複数の対応を行う場合には、原因食品毎に専用の器具を使用する。	
	そ の 他	・個人容器を使用する。 ※学年・組・名前・代替内容を明記した個人容器を用意する。 ※一般の食器・器具類と区別して保管する。 ・共同調理場では、学校別に配送容器を用意し、学校ではそれを置く専用のスペースを確保する。 ・作業ゾーンに加え、移動調理台、専用の消毒保管庫、洗浄スペース、配食スペースを確保する。	

③ 誤配の防止

	単独調理場	共同調理場	担当者
調理場	<p>・個人容器に対象児童生徒の学年・組・名前・対応内容(除去や代替食品)を記載した個票を貼り、アレルギー対応食を配食する。</p> <p>（アレルギー対応食の専用食器に盛りつけて個票を貼り配食する。食器または配膳盆は通常給食とは別の色の物を用意し、アレルギー対応食の専用とする。）</p>	<p>・個人容器に対象児童生徒の学校名・学年・組・名前・対応内容(除去や代替食品)を記載した個票を貼りアレルギー対応食を配食する。</p>  	調理員
		<p>・個人容器を専用の配送容器(保冷バッグや食器かご等)に入れる。</p> <p>・受配校の配膳担当者に分かるようアレルギー対応食の有無を配送用コンテナに明記する。</p>	調理員 調理員
配膳室	<p>・対象児童生徒の教室にアレルギー対応食を確実に届け、アレルギー対応食チェック表に記入する。</p>	<p>・配膳室の専用スペースにアレルギー対応食を保管する。</p> <p>・対象児童生徒の教室にアレルギー対応食を確実に届け、アレルギー対応食チェック表に記入する。</p>	配膳担当者 配膳担当者
教室	<p>・アレルギー対応食を確認し対象児童生徒に渡す。</p> <p>・自ら個人容器から料理を食器に移し替えて食べる。</p>		学級担任等 対象児童生徒

④ 保存食・検食

- アレルギー対応食の保存食は通常給食と同様に、原材料、加工食品及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつビニール袋等清潔な容器に密封して入れ、専用冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保存する。
- アレルギー対応食の検食は通常給食と同様に、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行い記録する。

(4) 教室での対応の留意点

対応内容について、保護者の理解を得るとともに、学級において他の児童生徒が対応を不審に思ったり、いじめのきっかけになったりしないように十分に配慮する必要があります。

	レベル3 除去食・代替食を提供	レベル4	レベル1 当該児童生徒が除去	レベル2 弁当持参
給食準備	学級担任等→食物アレルギーを有する児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が個人容器を受け取り、アレルギー対応の料理を食器に移し配膳したかを確認する。 ● 原因食品を含む料理が当該児童生徒に付着しないよう座席等にも配慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の発達の段階により、必要に応じて学級担任等の指導のもとに確実に除去できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持参した弁当を安全で衛生的に管理する。
● 食物アレルギーを有する児童生徒が給食当番をする場合には、原因食品を含む料理に触れないよう、配慮する。				
給食の時間	学級担任等→他の児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤配のないように指導する。 ● 原因食品を含む料理が当該児童生徒の給食に付着しないように指導する。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 持参した弁当を食器に盛りつける場合は必要な食器を配るよう指示する。
給食終了時	学級担任等→食物アレルギーを有する児童生徒			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該児童生徒に除去食・代替食が確実に配食されたかどうか確認する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 除去して食べていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁当を食べているか確認する。
	● 食事中は、接触や誤食に十分配慮する。			
	● 当該児童生徒が原因食品を含む料理をおかわりしないように指導する。			
給食終了時	学級担任等→他の児童生徒			
	● クラスの他の児童生徒に食物アレルギーの特性を理解させ、強要したり、勧めたりしないように指導する。			
	● 誤食があった場合には、食物アレルギーの緊急時対応マニュアルに沿って全職員で対応にあたる。(P26～32参照)			
<ul style="list-style-type: none"> ● 学級担任等は、食物アレルギーを有する児童生徒の健康観察を行う。 ● 給食終了後から、昼休み又は放課後まで健康観察を行う。 ● 異常があった場合は、食物アレルギー緊急時対応マニュアルに沿って全職員で対応にあたる。(必要に応じて所持薬使用・救急車要請・保護者連絡等) 				

2 学校給食以外における対応

(1) 学校生活での留意点(学校給食以外)

食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活を安心・安全なものにするためには、学校給食以外にも配慮することが大切です。特に学校における次の活動は、一般的にアレルギー症状を引き起こしやすい原因と密接に関係するため、注意する必要があります。

① 食物・食材を扱う授業・活動

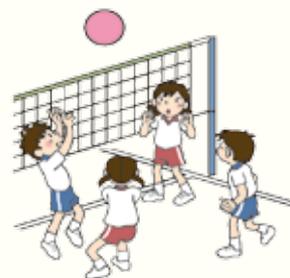
微量の摂取・摂食により発症する児童生徒は、食べるだけでなく、「吸い込む」ことや「触れる」ことなど、ごく少量の原因物質でも発症の原因になることを踏まえ、次のような活動には十分配慮する必要があります。

- ◆調理実習 ◆牛乳パックの洗浄 ◆小麦粘土を使った図工授業
- ◆ソバ打ち体験授業 ◆節分行事における豆まき(落花生等)
- ◆遠足等(おかずやおやつの交換) ◆学校祭・文化祭(模擬店等)



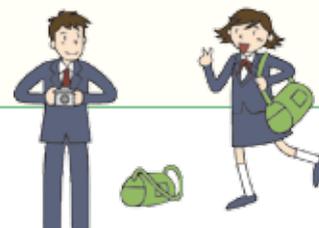
② 運動(食物依存性運動誘発アナフィラキシー)

- ・運動前4時間以内は原因食品の摂取を避ける。
- ・原因食品を食べた場合、以後4時間の運動は避ける。
- ・保護者と相談して運動を管理する必要がある。



③ 宿泊を伴う校外活動

- ・宿泊先で重症の発作や重篤な症状が出現した場合を想定して、搬送する医療機関等を事前に把握する。
- ・主治医からの紹介状を用意する。
- ・少しでも発作の兆候があったら早めに教職員に伝えるよう指導する。
- ・児童生徒にどのようなアレルギー疾患があるか、及び当該児童生徒が持参している救急治療薬に関する情報を引率教職員全体で共有する。
- ・事前に宿泊先等と連絡を取り、食事内容について確認し、配慮を要請する。



(2) 食物アレルギーに関する指導

食物アレルギーを有する児童生徒が安全で安心な楽しい学校生活を送るためには、アレルギーを有する児童生徒の状況について、他の児童生徒からも理解が得られるよう配慮することが重要です。

そのため、保護者の意向やプライバシーに配慮しながら、アレルギーの有無に関わらず、児童生徒の発達の段階に合わせて、食物アレルギーに関する内容を指導する必要があります。

① 食物アレルギーを有する児童生徒への指導

食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー症状の発症を防ぐためには、原因食品を摂取しないよう常に配慮することが第一の対策となる。

そのため学校においても、児童生徒の理解度や発達の段階に応じた食に関する指導、保健指導、生活指導等を行い、自己管理能力を育成することが大切である。

	指 導 内 容
ア 食に関する指導	<ul style="list-style-type: none">・原因食品を食べる(接触を含む。)と体に異常な反応が出ることを理解すること。・食品表示等を参照し、原因食品を自分で避けることができること。・学校給食の献立に使用されている食品を調べて、食べない、または量を加減するという自分の健康状況に応じた摂取の仕方ができること。
イ 保健指導 (発症時の対応)	<ul style="list-style-type: none">・誤って原因食品を飲食し、気分が悪くなったり、かゆみ等の症状が出た場合には、直ちに周囲の人に知らせることができること。・緊急時処方箋(内服薬、吸入薬、「エピペン[®]」等)について、管理方法や使用方法など正しく理解し、自己管理ができること。
(体調管理)	<ul style="list-style-type: none">・生活の仕方、ストレスなどが症状に関係する場合には、規則正しい生活習慣やストレスの対処方法等を理解すること。
ウ 生活指導	<ul style="list-style-type: none">・友だちから勧められた時に、きちんと断り、その理由も説明できること。
【留意事項】 <ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを有する児童生徒の成長と発達を正しく評価し、栄養を適切に摂取するための食事についてのアドバイスや精神面でのサポートを行う。・指導を行う際には、アレルギーの症状や発達の段階に合わせ、必要に応じて主治医の指導や助言を受けながら行うこと。	

② 食物アレルギーに関する指導の全体計画への位置付け

食物アレルギーに関する指導を行う際には、食に関する指導の全体計画に位置付け、教職員全体で共通理解を図る必要がある。

〈食に関する指導の全体計画の改善事例～A小学校～〉

<p>【児童の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事に個人差があり、給食の残量が多い ・食物アレルギーを有する児童が10名おり、うち2名がエビペン[®]を携帯している。 <p>【保護者・地域の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な体づくりや食への意識が高まり、実践につなげようとする家庭が増えている。 	<p>教育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康で思いやりのある子 ○進んで学びよく考えて行動する子 ○きまりを守り最後までやりぬく子 	<p>学習指導要領 食育基本法 食育推進基本計画 北海道及びA市の基本方針 等</p>
<p>食に関する指導の目標</p>		
<ol style="list-style-type: none"> ① 食事の重要性、食事の喜び、楽しさの理解をする ② 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける ③ 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける ④ 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々に感謝する心を育む ⑤ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける ⑥ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ 		

<p>幼稚園・保育所では早寝・早起き・朝ごはんの大切さを指導</p>	<p>各学年の食に関する指導の目標</p>			<p>朝食をしっかりと食べるなど、望ましい食習慣について中学校と連携</p>
	<p>低学年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食べ物に興味関心をもつ ○好き嫌いせずに食べようとする ○いろいろな食べ物の名前が分かる 	<p>中学年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○楽しく食事することが心身の健康に大切なことが分かる ○健康に過ごすことを意識して、いろいろな食べ物を好き嫌いせずに食べようとする ○衛生的に給食の準備や食事、後片付けができる 	<p>高学年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○楽しく食事することが、人と人とのつながりを深め、豊かな食生活につながる事が分かる ○食事が体に及ぼす影響や食品をバランスよく組み合わせて食べることの大切さを理解し、1食分の食事が考えられる ○食品の衛生に気を付けて、簡単な調理をすることができる 	
	<p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">※食物アレルギーの指導を含む内容※</p>			

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
<p>特別活動</p>	学級活動:○及び給食の時間食に関する指導○給食指導●	低学年 ○給食の約束★、歯を大切に ○給食を知ろう ● 仲良く食べよう★	中学年 ○給食の約束★、歯を大切に ○食品について知ろう ● 給食のきまりを覚えよう★	高学年 ○安全に気を付けた給食準備★ ○食べ物の働きについて知ろう ● 楽しい給食時間にしよう★	○夏休みの健康 ○夏休みの健康、運動と健康 ○食べ物 <small>の働き</small> を知ろう★ ● 食事の環境について考えよう	○夏休みの健康、運動と健康 ○季節の食べ物について知ろう ● 食事の環境について考えよう	○健康な生活習慣 ○食べ物に関心をもとう ● 食べ物を大切にしよう	○健康な生活習慣 ○食べ物 <small>の3つ</small> の働きを知ろう ● 食べ物を大切にしよう	○健康な生活習慣 ○食べ物と健康について知ろう★ ● 感謝して食べよう	○風邪の予防、成長を振り返ろう ○食べ物について振り返ろう ● 給食の反省をしよう★	○風邪の予防、成長を振り返ろう ○食生活を見直そう ● 給食の反省をしよう★	○風邪の予防、成長を振り返ろう ○食生活について考えよう ● 1年間の給食を振り返ろう★	○風邪の予防、成長を振り返ろう ○季節の味をおもう ● リクエスト給食・予約給食★												
	全校一斉指導	○ふれあい交流ランチ <small>（おはな）</small> ○じょうぶな歯をつくらう ● 予約給食★		○ふれあい交流ランチ <small>（おはな）</small>		○ふれあい交流ランチ		○ふれあい交流ランチ ○主食の大切さを知ろう ● 予約給食★		○ふれあい交流ランチ ○季節の味をおもう ● 予約給食★		○ふれあい交流ランチ ○季節の味をおもう ● 予約給食★													
	学校行事	・発育測定 ・遠足 ・運動会 ・食育月間 ・通学合宿		・学修旅行 ・個人懇談 ・夏休み		・学習発表会 ・個人懇談 ・冬休み		・学校給食週間 ・スキー学習		・ふれあい感謝の会															
	児童会	・ふれあいスタートの会		・ふれあい当番活動		・児童フェスティバル																			
	道	1年	2年	3年	4年	5年	6年																		
<p>関連する教科</p>	社会	<p>～事例のポイント～ A小学校では、アレルギーの有無に関係なく、食物アレルギーを正しく理解させ、アレルギーを有する児童が他の児童と同じように給食を楽しめるよう、既存の全体計画に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態の欄に食物アレルギーを有する児童の状況等を付記 ・食物アレルギーに触れながら指導する内容を★により整理 ・食物アレルギーへの対応方針の欄を新たに設定するなどの改善を加え、学校全体で教職員の共通理解のもと、適切な食に関する指導が進められるよう工夫している。 						<ul style="list-style-type: none"> ・食料生産を支える人々 ・住みよいくらしと環境 ・種子の発芽・成長・結実 ・動物の誕生 						<ul style="list-style-type: none"> ・大昔の人々のくらし ・戦争から平和への歩み ・日本とつながりの深い国々 ・人の体のつくりとはたらき ・植物の体のつくりとはたらき<small>（おはな）</small> ・生き物と環境 											
	理科													<ul style="list-style-type: none"> ・はじめてみようクッキング ・元気な毎日と食べ物★ ・じょうずに使おう物やお金 農物<small>（おはな）</small> 						<ul style="list-style-type: none"> ・くふうしよう暮らし★ ・くふうしよう楽しい食事★ 					
	生活													<ul style="list-style-type: none"> ・病気の予防★ 											
	家庭													<p>【高】 (1, 5) (2) (2、3、5、6) 【高】 (1、4、5、7、8)</p>											
道	総合的な学習の時間	・むかし <small>の食事</small>		・ふるさとを食べよう		・大豆大作戦		・ホリデーランチをつくらう																	
	家庭・地域との連携	学校だより、食育だより、給食だより、保健だより、学校給食試食会、家庭教育学級、講演会、公民館活動																							
	地場産物活用方針	地元食材を積極的に取り入れるとともに、地場産物に対する興味関心が高まる指導を充実する。																							
	食物アレルギーの対応方針及び取組	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー調査（新1年生は就学時検診、2～6年生は2月）により食物アレルギーを有する児童を把握する。 ・学校生活管理指導表に基づき保護者との個別面談を実施し、アレルギー対応委員会で個別の取組プランの検討・評価を行う。 ・食物アレルギーの有無に関わらず、食物アレルギーを正しく理解させるため、給食の時間や関連する教科等における食に関する指導の充実を図る。 ・教職員の食物アレルギーに対する正しい理解と緊急時の体制整備を図るため、4月と10月に校内研修会を実施する。 																							
	個別相談指導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童及び保護者を対象に、学校給食のアレルギー対応、適切な栄養摂取を促すための食事のアドバイスなどを行う。 ・教育相談の期間（7月・2月）に希望する保護者を対象に、肥満・痩身傾向、偏食など食生活に関わる問題について助言を行う。 																							

(3) 校内研修

食物アレルギーを有する児童生徒について、教職員が正しく理解して情報を共有するとともに、誰もが緊急時に適切に対応できるように、校内研修を実施して備える必要があります。

① 校内研修のポイント

ア 食物アレルギーの基本的な知識の理解

(研修例)

- ・食物アレルギーについて(定義・頻度・原因・症状・治療)
- ・アナフィラキシーショックについて(定義・頻度・原因・症状・治療)

イ 校内及び関係機関との連携体制の構築

(研修例)

- ・幼稚園、保育所、小学校、中学校等、異なる学校段階での連携の在り方
- ・該当する児童生徒に対する個別指導の在り方
(症状の重い児童生徒に対する支援の重点化)
(家庭と連携して食べてよいもの、よくないもの等についての指導)
- ・管理指導表や食物アレルギーを有する児童生徒に対する「取組プラン」について

ウ 日常生活での配慮事項

(研修例)

- ・給食での対応
- ・給食以外での対応
- ・該当する児童生徒以外の児童生徒に対する説明及び協力の在り方
(食育の授業等の活用)

エ 緊急時の対応

(研修例)

- ・発症時の症状と対応の仕方(教職員の役割分担)
- ・緊急対応訓練(シミュレーション研修、消防機関や医療機関との連携)
- ・「エピペン[®]」使用の法的解釈
- ・「エピペン[®]」の保持者と保管場所の確認
- ・「エピペン[®]」の使い方の実技研修
- ・発症後の児童生徒の心のケアの方策

② 研修時期

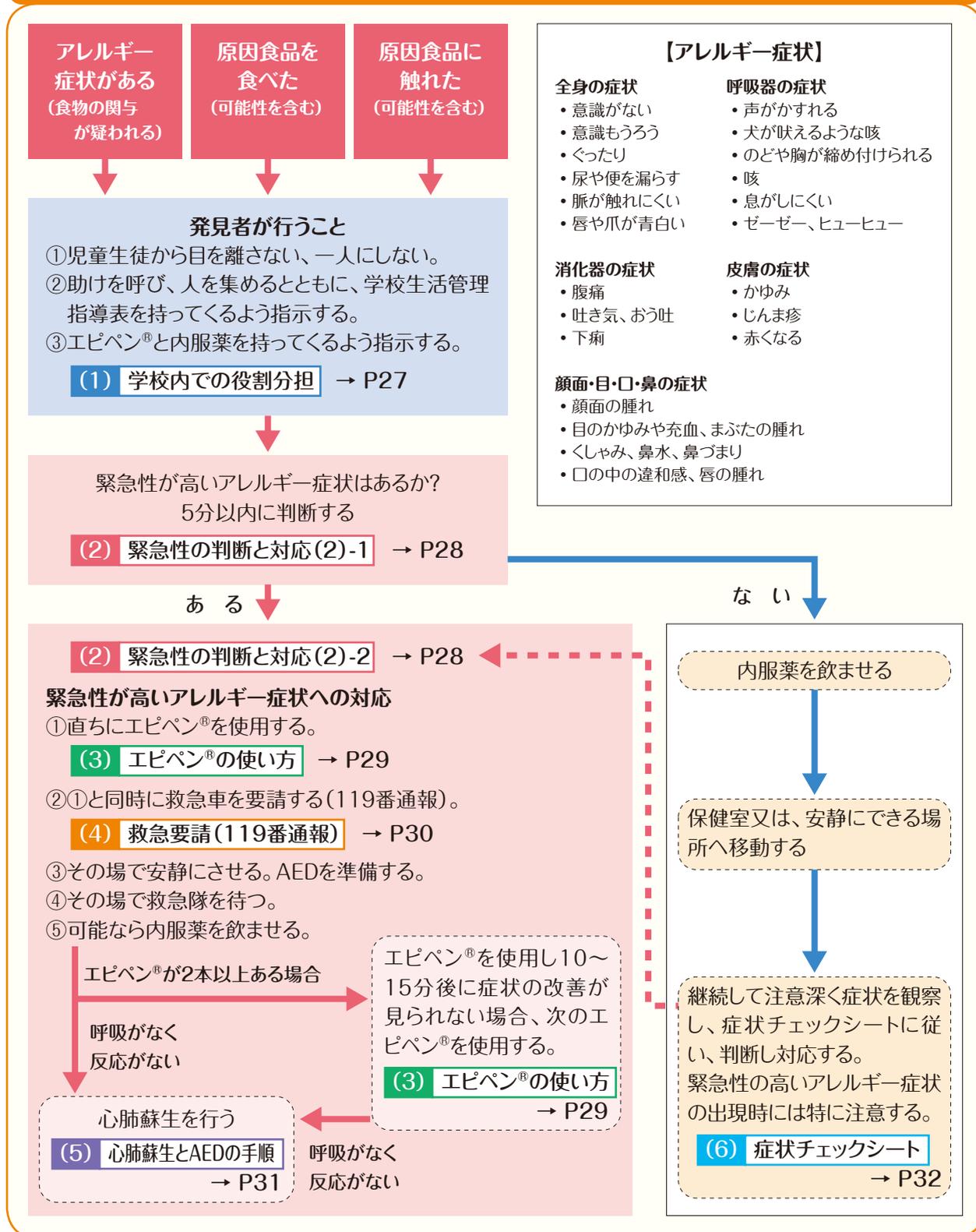
- ・年度始め(学校給食を実施している場合は給食開始まで)に必ず教職員全員の共通理解を図る。
- ・校外行事や宿泊を伴う行事の前など必要に応じて研修を実施する。

IV 緊急時の対応

食物アレルギー等、アレルギー症状への対応に当たっては、特定の教員に任せずに、学校全体で組織的に対応することが重要です。

こうしたことから、次に示す「アレルギー症状への対応の手順」などを参考に、学校の状況に応じた実践可能なマニュアルを作成するなどして、緊急時の対応について整備する必要があります。

アレルギー症状への対応の手順

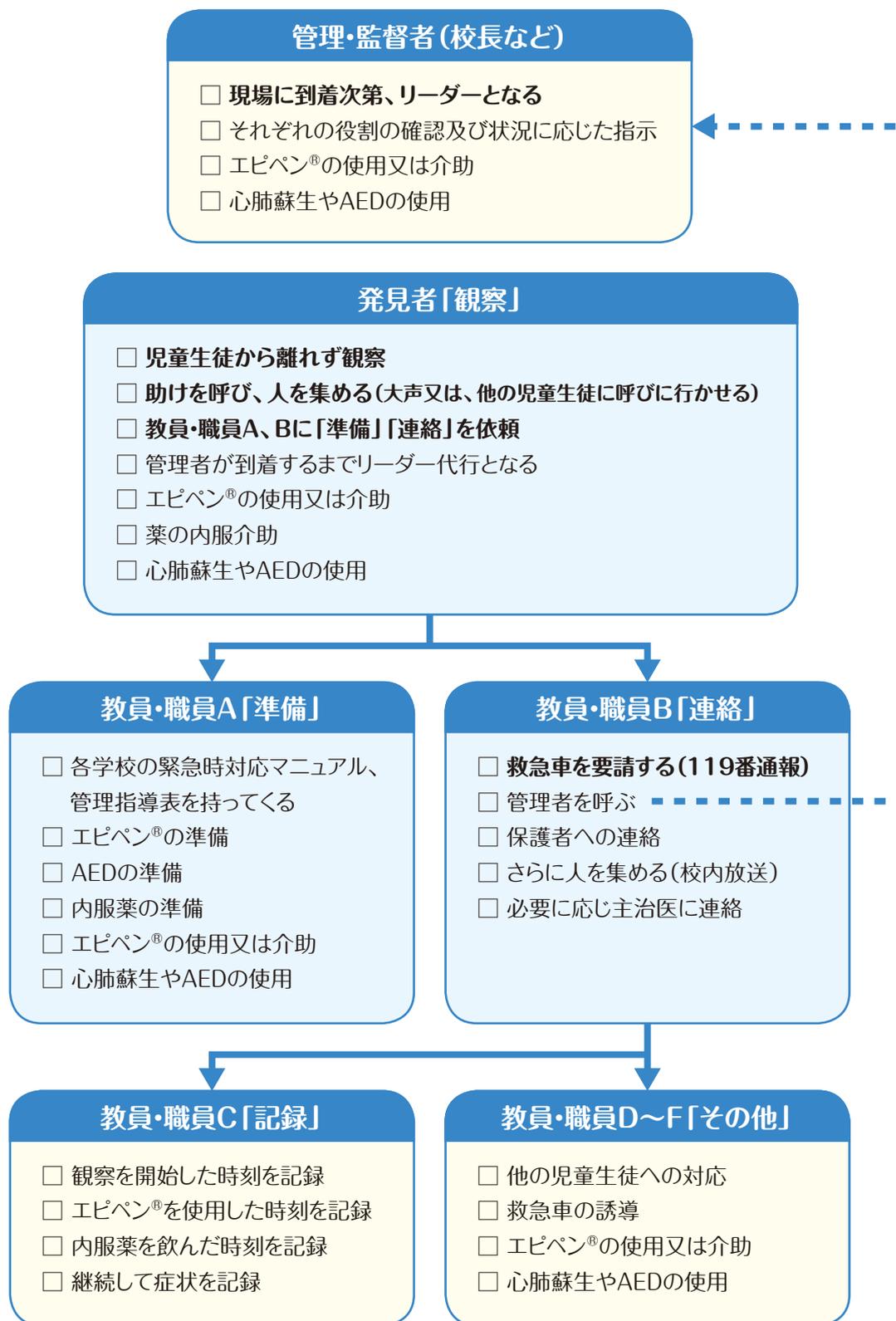


(1)

学校内での役割分担

Point

- ・各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う。
- ・学校生活管理指導表やエピペン[®]、内服薬、AED等が確実に使用できるよう保管場所を確認しておく。



(2)

緊急性の判断と対応

Point

- ・アレルギー症状があったら、5分以内に判断する。
- ・迷ったらエピペン®を打ち、直ちに119番通報をする。

(2)-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでも当てはまる場合

ない場合

(2)-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ① 直ちにエピペン®を使用する。
⇒ **(3) エピペン®の使い方** → P29
- ② ①と同時に救急車を要請する(119番通報)。
⇒ **(4) 救急要請(119番通報)** → P30
- ③ その場で安静にさせる(下記の体位を参照)。
立たせたり、歩かせたりしない。AEDを準備する。
- ④ その場で救急隊を待つ。
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる。
■ エピペン®を使用し、10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)。
■ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う。

内服薬を飲ませる。

保健室又は、安静にできる場所へ移動する。

継続して注意深く症状を観察し、症状チェックシートに従い、判断し対応する。緊急性の高いアレルギー症状の出現時には特に注意する。

(6) 症状チェックシート → P32

⇒ **(5) 心肺蘇生とAEDの手順** → P31

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、仰向けで足を15~30cm高くする。

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向けろ。

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし、後ろに寄りかからせる。※転倒に注意

※エピペン®や内服薬を処方されていない(持参していない)人への対応が必要な場合は、「エピペン®使用」や「内服薬を飲ませる」の項を飛ばして、次の項に進んで判断する。

(3)

エピペン[®]の使い方

Point | ・それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う。

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、エピペン[®]を取り出す。

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ。
“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す。

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端(オレンジ色の部分)を軽く当て、“カチツ”と音がするまで強く押し当ててそのまま5つ数える。注射した後、すぐに抜かない! 押しつけたまま5つ数える!

⑤ 確認する



エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。

伸びていない場合は、④に戻る。

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、マッサージする。

※ 介助者がいる場合



介助者は、児童生徒の**太ももの付け根と膝をしっかり抑え**、動かないようにする。

※ 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる。
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中(A)よりやや外側に注射する。

【仰向けの場合】



【座位の場合】



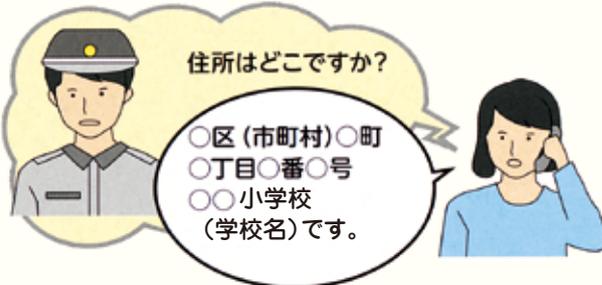
(4)

救急要請(119番通報)

Point | ・あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える。



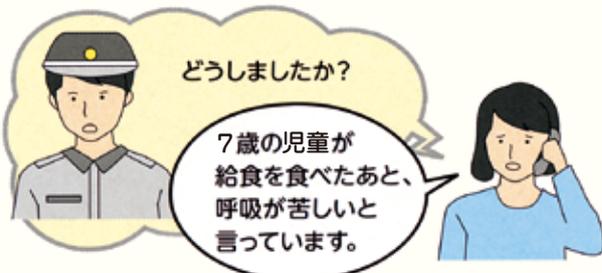
① 救急であることを伝える。



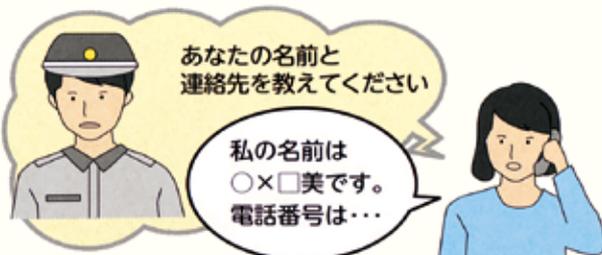
② 救急車に来てほしい住所を伝える。
※学校名、住所をあらかじめ記載しておく。

(学校名)

(住所)



③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える。
※学校生活管理指導表に基づき、エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える。
※持病や主治医等について尋ねられることもあるので、分かるようにしておくとい。



④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える。
※119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える。
※救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる。

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある。

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておくこと。
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞くこと。

(5)

心肺蘇生とAEDの手順

Point

- ・強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を行う。
- ・救急隊が引き継ぐまで、又は児童生徒に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで、心肺蘇生を続ける。

① 反応の確認

- ・肩を叩いて大声で呼びかける。
- ・幼児では足の裏を叩いて呼びかける。

反応がない

② 通報

- ・119番通報とAEDの手配を頼む。

③ 呼吸の確認

- ・10秒以内で胸とお腹の動きを見る。

普段通りの呼吸をしていない
 ※ 普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④ 必ず胸骨圧迫! 可能なら人工呼吸!

30:2(胸骨圧迫:人工呼吸)

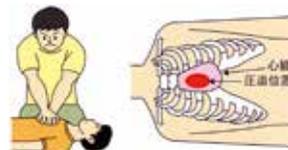
- ・直ちに胸骨圧迫を開始する。
- ・人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う。

⑤ AEDのメッセージに従う

- ・電源ボタンを押す。
- ・パッドを貼り、AEDの自動解析に従う。

【胸骨圧迫のポイント】

- * 強く(胸の厚さの約1/3)
- * 速く(少なくとも100回/分)
- * 絶え間なく(中断を最小限にする)
- * 圧迫する位置は「胸の真ん中」



【人工呼吸のポイント】

- 息を吹き込む際
- * 約1秒かけて
- * 胸の上がりが見える程度



【AED装着のポイント】

- * 電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する。
- * 電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る。
- * 6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る、なければ、成人用電極パッドで代用する。



【心電図解析のポイント】

- * 心電図解析中は、児童生徒に触れないように周囲に声をかける。



【ショックのポイント】

- * 誰も児童生徒に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す。



※ 電極パッドの使用期限、バッテリーのチェックを定期的に行う。

(6)

症状チェックシート

Point

- ・症状は、急激に変化することがあるため、継続して、注意深く症状を観察すること。
- ・ の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用すること。
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

対象児童生徒名 _____

観察を開始した時刻(___ 時 ___ 分) 内服した時刻(___ 時 ___ 分) エピペン®を使用した時刻(___ 時 ___ 分)

全身の 症 状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器 の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

消化器 の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返す吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回のおう吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・ 鼻・顔面 の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の 症 状

上記の症状が
1つでも当てはまる場合

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

- ①直ちにエピペン®を使用する。
- ②①と同時に救急車を要請する(119番通報)。
- ③その場で安静を保つ(立たせたり、歩かせたりしない)。AEDを準備する。
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。

(2) 緊急性の判断と対応(2)-2
→ P28

**直ちに救急車で
医療機関へ搬送**

- ①内服薬を飲ませ、直ちにエピペン®を準備する。
- ②速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)。
- ③医療機関に到着するまで、継続して症状の変化を観察し、 症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する。

速やかに医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる。
- ②少なくとも1時間は継続して症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合は、医療機関を受診する。

**安静にし、
注意深く経過観察**

V 様式 (例)

様式(例)については、学校給食における対応の流れに基づき、学校給食における食物アレルギーに対応する際に必要となる各種様式を掲載しています。

なお、この様式については、北海道教育委員会のホームページ等からダウンロードできますので、各学校及び調理場の状況に応じて活用いただき、保護者、主治医、教職員等の共通理解のもと、適切な食物アレルギー対応を進めてください。

参考資料

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
(公益財団法人 日本学校保健会)



<http://www.gakkohoken.jp/uploads/books/photos/v00051v4d80367d6506f.pdf>

- 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)活用のしおり



<http://www.gakkohoken.jp/uploads/books/photos/x00055x4d80367eea62a.pdf> (保護者用)

<http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php?fct=photo&p=56> (教師用)

<http://www.gakkohoken.jp/uploads/books/photos/i00054i4d80367eb2a85.pdf> (主治医用)

病型・治療		学校生活上の留意点	
気管支ぜん息 (あり・なし) 病型・治療 A. 重症度分類 (発作型) 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬 (吸入薬) 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬 4. その他 (_____) B-2. 長期管理薬 (内服薬・貼付薬) 1. テオフィリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他 (_____) C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応 (自由記載)	学校生活上の留意点 A. 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いがため不可 動物名 (_____) C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項 (自由記載)		
アトピー性皮膚炎 (あり・なし) 病型・治療 A. 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 *軽度の皮疹：乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅腫、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 3. 保湿剤 4. その他 (_____) B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 (_____) C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	学校生活上の留意点 A. プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. (学校施設で可能な場合) 夏季シャワー浴 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いがため不可 動物名 (_____) C. 発汗後 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. (学校施設で可能な場合) 夏季シャワー浴 D. その他の配慮・管理事項 (自由記載)		
アレルギー性結膜炎 (あり・なし) 病型・治療 A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 (_____) B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 (_____)	学校生活上の留意点 A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)		